

後期高齢者医療制度運営事業

1. 事業の概要

平成 19 年 1 月 17 日知事許可の大阪府後期高齢者医療広域連合規約第 17 条に規定する広域連合の予算で定められた関係市町村の負担金を広域連合に納入した。

(1) 後期高齢者医療給付に要する経費

大阪府後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金

高齢者の医療の確保に関する法律第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
(給付費の 1/12 相当額)

大阪府後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 1,162,278,230 円

(2) 共通経費

大阪府後期高齢者医療広域連合事務費負担金

(内訳) 均等割 5%

 高齢者人口割 50% 前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく 75 歳以上の人口による

 人口割 45% 前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく人口による

大阪府後期高齢者医療広域連合市町村負担金 28,216,071 円